

海外経済要録

国際機関

◇ I D A (国際開発協会)の資金増強案発効

1963年9月のI D A理事会、総務会で採択された第1部国(工業国)による750百万ドルの資金増強案(38年10月号、39年3月号「要録」参照)は、発効の条件(600百万ドル以上を拠出する12か国以上の批准)が整い、6月29日に発効した。本件に基づく払込みは、1965年11月から3年間にわたり毎年 $\frac{1}{3}$ ずつ行なわれる。

なお、当初案に含まれていなかったクウェートが拠出に参加することとなり、資金増加額は753百万ドルとなった。国別内訳は以下のとおり。

(単位・千ドル)

第1部国	現行割当額	今回の拠出額(1)
豪州	20,180	19,800
オーストリア	5,040	5,040
ベルギー(2)	—	16,500
カナダ(3)	37,830	41,700
デンマーク	8,740	7,500
フィンランド(3)	3,830	2,298
フランス	52,960	61,872
西ドイツ	52,960	72,600
イタリア	18,160	30,000
日本	33,590	41,250
クウェート	3,360	3,360
ルクセンブルグ(2)	—	750
オランダ(3)	27,740	16,500
ノルウェー	6,720	6,600
南アフリカ(3)	10,090	3,990
スウェーデン	10,090	15,000
英国	131,140	96,600
米国	320,290	312,000
合計	742,720	753,360

(注) (1) 今回の資金増強は割当額増加の形式をとらず、第1部国のみによる分担金拠出のかたちで行なわれる。したがって投票権比率は不変。

(2) ベルギー、ルクセンブルグの拠出額の各半分は、新規加盟に伴う割当額に充当。

(3) カナダ、フィンランド、オランダ、南アフリカの4か国は7月2日現在未批准。

米州諸国

◇ 米国、国債発行限度額を引上げ

さる6月26日、米上院は7月1日から始まる1965財政年度中の国債発行限度額を、現行の3,150億ドルから3,240億ドルに引き上げる法案を可決し、大統領には6月29日これに署名した。

国債発行限度額は、現行法の失効に伴い、7月1日以降恒久限度額の2,850億ドルに自動的に引き下げられることとなっているが、国債発行残高は、6月央現在約3,130億ドルに達しており、また本年末から明春にかけては3,200億ドル以上にのぼるものと見込まれているため、今回あらためて限度額の引上げが行なわれたものである。

◇ 米国、IMFと5億ドルのスタンドバイ取決め締結

米国は、昨年7月22日にIMFとの間に締結した総額5億ドル、期間1年のスタンドバイ借入取決め(38年7月号「米国際収支改善対策とその意義」参照)の期限が到来したため、7月22日新たに5億ドル、期間1年のスタンドバイ取決めを締結した。米国は、昨年のスタンドバイ取決めに基づき、すでに本年2月と5月の2回にわたり(2月、5月号「要録」参照)それぞれ125百万ドル計250百万ドル相当額の外国通貨を引き出しており、したがってこの既往引出額を含めると、今後1年間米国は最高750百万ドルまでの外貨をIMFから引き出しうることとなる。

今回の新規取決めは、IMFのドル保有額が米国の割当額の75%をこえており(5月末現在IMFドル保有額3,215.5百万ドル、米国の割当額に対する比率78%)、このままでは今後各国のIMF借入の返済に際して米国からの金流出を招来するおそれがあることに対処するためのものである。昨年に引き続き米国が再びこのような取決めを結んだことは今後必要とあればいつでもIMF信用を利用するという米国のかねての新方針のあらわれとみられる。

◇ 米国、第1四半期の国際収支さらに大幅に改善

商務省の発表によると、本年第1四半期の米国国際収支はさらに大幅な改善を示し、通常取引の赤字は181百万ドル(季節調整済み)、ドル防衛のための政府特別取引を含めた総合収支の赤字は42百万ドルにとどまった。もともと同省ではこの改善が主として次のごとき一時的要因に基づくものであると判断しており、また短資流出額が再び著増をみたこともあって、国際収支問題がこれで解決したものとはいえないことを強調している。

米 国 国 際 収 支 の 推 移

(単位・百万ドル)

	1963 年					1964年
		I	II	III	IV	
A. 通常取引(季節調整済み)	- 3,286	- 1,180	- 1,319	- 383	- 404	- 181
1. 貿易収支	5,007	967	1,262	1,244	1,534	1,740
2. 軍事支出	- 2,263	- 566	- 525	- 619	- 553	- 507
3. 投資収益	3,273	878	810	809	776	1,060
4. その他サービス	- 504	- 156	- 173	- 121	- 54	- 115
5. 送金・年金	- 826	- 213	- 219	- 203	- 191	202
6. 政府資本収支	- 3,785	- 880	- 1,167	- 791	- 947	- 744
7. 民間資本収支	- 3,903	- 1,086	- 1,350	- 427	- 1,040	- 1,309
a. 長期資本	- 3,506	- 1,102	- 1,049	- 538	- 817	- 689
直接投資	- 1,862	- 581	- 451	- 236	- 594	- 463
証券投資	- 1,644	- 521	- 598	- 302	- 223	- 226
b. 短期資本	- 696	46	- 572	26	- 196	- 645
c. 外国長短資本	299	- 30	271	85	- 27	25
8. 誤差および記録外取引	- 285	- 124	43	- 275	71	- 104
B 特別取引(季節調整前)	1,344	458	171	426	289	139
1. 政府貸付の期限返済	326	25	34	241	26	54
2. 兵器輸出代金前受	359	20	5	105	239	140
3. 特別中期債券売却	659	413	142	80	24	- 55
a. 短期転換不能債	- 43	63	- 10	- 95	- 1	- 55
b. 短期転換可能債	702	350	152	175	25	-
C 総合収支(A+B)	- 1,942	- 722	- 1,148	+ 43	- 115	- 42
総合収支(A+B-Bの3b)	- 2,644	- 1,072	- 1,300	- 132	- 140	- 42
D. 外国保有ドル増減(-)	1,564	323	917	192	132	- 156
うち公的保有	970	- 74	773	145	126	- 426
E. 米国準備資産増(-)減	378	32	124	227	- 5	- 51
1. IMFポジション	30	- 46	- 46	2	15	131
2. 外貨	- 113	- 33	6	- 28	- 58	- 228
3. 金	461	111	116	196	38	46

一時的改善要因としては①約1億ドルに上るソ連圏向け農産物輸出があったこと、②輸入の増勢が遅れ当期中の輸入額は予想を1億ドル程度下回ったこと、③軍関係の臨時受取が50百万ドルあったこと、④直接投資収益の送金が減税法の成立を待って一時に流入し、昨年の四半期平均を2億ドル強上回ったこと、⑤カナダへの直接投資が21百万ドル(昨年の四半期平均1億ドル)と不振であったこと、などがあげられている。

外国証券投資の形をとった資本流出額は226百万ドル(長期223百万ドル)と引き続き低位にとどまったが、短資流出額が645百万ドル(前期196百万ドル)と急増したため、民間資本収支は再び昨年第2四半期とほぼ同水準の1,309百万ドルの赤字となった。とりわけ、銀行の短期貸付が420百万ドル増加(うち対日貸付増加額230百万ドル)し、注目を引いている。

欧 州 諸 国

◇第1回EEC中央銀行総裁会議の開催

7月6、7日の両日、バーゼルのBISにおいてEEC

中央銀行総裁会議の初会合が開催された。これは、さる4月14日の理事会決定により設置されることになったもので、加盟国総裁は定期的に会合を開き、相互に経済金融情勢および当面の金融政策について情報を交換することにより、EEC内の金融政策協調を一段と推進することを目的としている。会議の内容は詳かでないが、マルジョランEEC副委員長も出席し、議長にはホルトロップ・オランダ銀行総裁が選出された。

◇EEC委員会、共通付加価値税に関する修正提案を提出

EEC委員会はさる6月18日、理事会に対し、EECの間接税制共通化に関する提案を行なった。EEC委員会は1962年11月5日、共通付加価値税の採用に関する提案を理事会に提出したが、その後における経済社会評議会、欧州議会の意見を考慮し、前回の提案を一部修正して再提出したもので

ある。

ローマ条約第99条は「委員会は取引高税、消費税その他の間接税(加盟国間の貿易に対して適用される補償措置を含む)に関する法律を共同市場の利益のために調和させることができる方法を検討する。」と規定し、域内市場の競争条件に大きな影響を与えるものとして間接税とくに取引高税の調整の必要を述べている(所得税、法人税などの直接税はさしあたり共通化の対象となっていない)。

前回の委員会提案の概要は次のようなものであった。すなわち、EECの将来の流通税(取引高税)制としては、フランスで採用されている付加価値税方式(tax sur la valeur ajoutée—取引の各段階で付加された価値についてのみ、各段階ごとに課税する方式)の方が、他5か国で採用されている累積的取引高税(各取引段階ごとに取引高すなわち取引価格に対し課税するもの)よりも望ましい。ただしこの付加価値税を小売段階にまで適用するのは困難であるため、卸売段階までとし、小売段階については各国で自由に課税することとする。これを実現するための段階を二つに分け、第1段階(4年以内)では

非累積的取引高税方式に改めるが、これは必ずしも付加価値税方式である必要はない。第2段階では第1段階で採用された制度を共同体の共通付加価値税制度に発展させる。この付加価値税の構造と適用方法は委員会が第1段階の終わりまでに決定する。こうして共通の方式に統一されたのち、付加価値税の税率や免税制度が漸次一本化される。

今回の提案の概要は次のとおりである。

- (1) 付加価値税は、取引高税方式を基礎とした税額控除方式により、各段階ごとに算定課税される(この点は従来どおり)。
- (2) 付加価値税方式に移行する時期を2段階に分けていたのを1段階にする。
- (3) 各国は1967年末までに付加価値税方式に移行することを決め、1969年末までに実施に移すこととする。
- (4) 付加価値税方式の適用範囲を、卸売段階だけでなく原則として小売段階にまで拡大する。ただしこれが著しく困難な国は卸売段階までにとどめて良い。
- (5) 委員会は1965年4月1日までに、とるべき付加価値税方式の細目を理事会に提出する。
- (6) 税率その他の内容を一本化する時期を決めるのは時期尚早であり、委員会は1968年末までに理事会に提出する第3回の提案のなかでこの問題を扱う。

◇ E F T A 閣僚理事会開催

E F T A 7 閣僚理事会は7月9、10日の両日、エジンバラで開かれた。討議の概要は次のとおり。

- (1) 域内関税(工業品のみ)の引下げについて各国が行なっている努力を相互に高く評価し、予定どおり1966年末までに関税を全廃することが可能であるとの確信を深めた。
- (2) E E C との関係については、欧州に二つの貿易圏が発展する結果として生じる悪影響をできる限り最小限にとどめることが重要であると強調された。
- (3) ケネディ・ラウンドに臨む態度としては、一律50%引下げの方針に賛成し、例外品目は国家的利害に反するごく少数の品目にとどめるとの方針を再確認するとともに、ジュネーブにおける作業の進展状況が遅延していることに対し一様に遺憾の意が表された。

なお、オーストリアはかねて E E C と連合協定を結ぶことを希望していたため、この問題をめぐる他の加盟国の態度が注目されていたが、オーストリア代表から E E C 側との交渉経過が報告されたのみで、閣僚会議としては何ら結論を出さなかった。オーストリアとしては、E F T A に加盟しつつ E E C と連合協定を結ぶ(すなわち

準加盟国となる)ことを望んでいるが、これに対し E E C 側はあまり熱意を示していない模様である。なお次回の閣僚会議は11月19、20日の両日ジュネーブで開かれる予定。

◇ 西ドイツ、居住者預金準備率の引上げ

さる7月9日開催されたブンデスバンク理事会は、現下の輸出と国内設備投資の活発化を主因とする景気過熱傾向に対処するため、居住者預金に対する現行準備率を一率に(金融機関の規模・所在地および預金種別に関係なく)10%引き上げることを決め、8月1日以降実施することとした。居住者預金の準備率変更は1961年12月以来初めてのことであり(さる4月外資対策の一環として非居住者預金準備率は法定限度一杯まで引き上げられている、3月号「要録」参照)、これにより西ドイツの預金準備率はほぼ1961年9月の水準に復することとなった。

(注) 8月1日以降の準備率は次のとおり

	要求払	定期	貯蓄
居住者	7.7~14.3%	6.6~9.9%	5.5~6.6%
非居住者	30	20	10

なお、今回の居住者預金準備率引上げに伴う金融機関所要準備増し額は約12億マルク(ブンデスバンク対市中再割残高のほぼ5割に相当)と推定され、金融市場に対しかなりの引締め効果を及ぼすものとみられている。

◇ 西ドイツ、外資対策を強化

西ドイツ・ブンデスバンクは、本年3月以降特別スワップ操作再開など一連の外資対策を実施してきたが、引き続き貿易収支の大幅黒字に対処し、このほど下記のとおり外資対策強化を決定した。

- (1) 3月10日以降実施してきた特別スワップ操作(市中金融機関が米国 T B を購入した場合、市場実勢より有利なスワップ・コストで先物カバー取引に応ずる)のレートを、従来の0.5%から0.25%へ引き下げる(7月13日以降実施)。
- (2) これまで、外資対策の直接の対象とされていなかった金融機関対外借入の増加を抑制するため、今後同借入残高が、本年1~6月末平均残高を上回った場合には、超過相当額だけ翌月のブンデスバンク再割引限度枠を削減する(8月以降実施)。

なお、ブンデスバンクは、上記措置と並行して、居住者預金準備率の引上げを決定した(別項参照)。

◇ 西ドイツ、国際シンジケートによる外債発行

(1) 年初来過度の対外準備累積から国内流動性過剰化の懸念が高まっている西ドイツでは、このところ官民各

界で外債発行の促進を通ずる資本輸出意欲がとみに高まってきており、本年1～7月の外国起債実績は、約8億マルクと戦後昨年までの起債額(7.8億マルク)を凌駕するに至った。

かかるおり、さる6月下旬以降国際シンジケート引受けによる下記3件の外債発行があいついで行なわれた。これら外債はいずれも主として国外向け売出しをねらったもので、その応募資金源泉としてはユーロ・マルク(1964年度BIS年報の推計では主要国商業銀行の有するマルク建資産780百万ドル、同負債570百万ドル)が充当されている模様であり、西ドイツ資本市場の国際化に新局面を開いたものとして注目される。

(2) 今回の外国起債につき、その特徴を摘記すれば次のとおり。

イ、IRI(イタリア産業復興公社)社債(6月22日発売)

- ① 発行額 25百万ドルないし100百万マルク
- ② 表面金利 5¼%(発行価格100%)
- ③ 期間 15年(10年据置き)
- ④ 引受団 Berliner Handels-Gesellschaftを幹事銀行とし、米国(2行)、英国(1行)、ベルギー(1行)が参加
- ⑤ 上場 フランクフルト、ロンドン、ルクセンブルグ
- ⑥ その他 応募者はドル建もしくはマルク建債券(額面1,000ドルまたは1,000マルク)のいずれをも自由に選択できるが、購入後の交換は認められない。IRI債保有者に対しては、1,000ドルにつき600株ないし1,000マルクにつき150株のFinsider社(資本総額1,414億リラの56.4%をIRIが占める鉄鋼会社)株式の購入権(Warrant)が認められている。株式購入価格はIRI債発行前15日間のミラノ市場におけるFinsider株平均価格(ほぼ820リラ程度と推定)。なお、この株式購入権はIRI債と分離して行使することもできるので、前記上場市場では、株式購入権付き、IRI債、株式購入権なしIRI債、株式購入権の三種の相場が立つこととなる。

ロ、コペンハーゲン市債(6月23日発売)

- ① 発行額 75百万マルク
- ② 表面金利 5¼%(発行価格100%)

- ③ 期間 20年6か月(5年6か月据置き)
- ④ 引受団 Deutsche Bankを幹事銀行とし、デンマーク(4行)、オランダ(1行)が参加

ハ、IDB(米州開発銀行)債(7月15日発売)

- ① 発行額 60百万マルク
- ② 表面金利 5½%(発行価格96¼%)
- ③ 期間 15年(5年据置き)
- ④ 引受団 Deutsche Bankを幹事銀行とし、フランス(1行)、ベルギー(1行)、スウェーデン(1行)、オランダ(9行)が参加

(3) 前述のとおり、上記3件の起債はいずれも、資本収益税(現在未効効)の対象外である非居住者による消化を主としてねらったものであり、国内だけで消化される他の一般の外債に比し、発行条件が若干起債者に有利となっている。すなわち、西ドイツ市場における外国起債引受けに対し国外金融機関の参加を求めるためには、いきおい国外よりも相対的に割高な西ドイツ起債コストを多少とも引き下げざるを得ないといった実情にある。現に、前記外債の表面金利をみても、5½～5¾%と通常のマルク建外債(6～6½%)および国内国債(6%)と比較して若干ながら割安となっている。こうした点で、今回の起債は、国際的な証券引受業務への進出に対する西ドイツ金融機関の旺盛な意欲を端的に示すものとして注目される。

◇西ドイツ、住宅所有証書の導入

西ドイツでは、貯蓄債券の導入、転換社債の発行促進など、貯蓄ないし投資対象の多様化を中心に、資本市場育成に対する関心がこのところとみに高まってきているが(4月号「要録」参照)、こうした動きに呼応してこのほど住宅所有証書(Hausbesitzbriefe)が新たに発行されることとなり、資本市場のいっそうの発展に資するものとして注目されている。

同証書は、ドイツ抵当銀行(Deutsche Pfandbriefantalt、ウィースバーデン所在)とノイエ・ハイマート(Neue Heimat)建築協同組合(ハンブルグ所在)との協力により今秋発行される運びとなったもので、発行代り金はハンブルグに建設を予定されているアパート(一部ショピングセンター)の建築費(総額80百万マルク)の一部に充当されることとなっている。西ドイツでは、最近の景況過熱傾向から国内金融が引き締まりぎみに推移している折でもあり、住宅証書の発行はとくに建築関係中期資金の調達難を緩和しようとする新しい試みともいえよう。本

証書の発行条件は大要次のとおり。

発行総額	30百万マルク(総工費80百万マルクのうち40百万マルクは抵当債発行、10百万マルクは入居者賃貸料の徴収によりそれぞれまかなわれる)。
額面	100～5,000マルク
発行価格	102%
利回り	額面に対し年率最低5%を発行後25年間保証
その他	本証書は持定建物に対する持分権を表示するものであって(実際は抵当銀行が一括管理する)、通常の抵当証券とは異なる。なお、当該建物の価額は毎年再評価される。

◇フランスにおけるE C S C債の発行

E C S C(欧州石炭鉄鋼共同体)は6月29日、フランスにおいて総額150百万フラン(30.4百万ドル)の債券を発行した。金利は年5%、発行価格98.3%で利息は免税措置を受ける。引受けは dazard Eréres & Cie, Banque de Paris et des Paye Bas, Société générale を幹事銀行とするシンジケートにより行なわれる。

今回の債券発行はE C S C発足(1954年)以来1件当りとしては最高の金額であり、これを含めた発足以来の債券発行総額は465百万ドルに達した。またこれは、戦後のフランスにおける外債発行としては2回目のものであり(第1回は昨1963年12月に発行された欧州投資銀行債60百万フラン)、従来閉鎖的色彩が強かったパリ資本市場が開放性を帯びてきたことを示すものとして、注目されている。

◇スイス、国民銀行の公定歩合引上げ

スイス国民銀行は7月2日公定歩合を0.5%引き上げ(引上げ後2.5%)、翌3日から実施する旨を発表した。同行が公定歩合の変更を行なったのは、1959年2月以来今回が初めてである。なお担保貸付金利も同時に3%から3.5%に引き上げられた。

スイスでは、昨年後半来の景気過熱を映じ、金融資本市場がひっ迫、ことに短期金利は総じて公定歩合(引上げ前2.0%)を0.5%方上回るに至り(5月号「要録」参照)、これを放置すれば、市中銀行の対中央銀行借入の大幅増加は免れえない実情にあった。今回の措置は、公定歩合を市中実勢金利にきや寄せし、市中の中央銀行依存を未然に防止する意図から行なわれたものとされている。

◇スイス、国民銀行の対イタリア銀行スワップ

さる6月3日、スイス政府はIMFに対し2億ドルを限度としていわゆる「一般借入取決め」(1962年発効)に参加する旨を通告、6月11日以降実施に移したが、その最初の取引として、このほど(6月中旬)スイス国民銀行はイタリア銀行との間に総額431.6百万フラン(625億リラ=1億ドル)相当のスワップ取決めを行なった。これは3月中旬のカルリ・オペレーションのいわば上積みとして実施されたものでもあり、したがって、当面のイタリア・リラ不安の解消をその直接的なねらいとするものであることはいうまでもない。しかし、同時に今回のスワップに関連して、国民銀行は米国FRB(ニューヨーク)、B I Sおよびスイス市中銀行などとの間に、一連のスワップ操作ないし過去のスワップに基づく先物予約を実行しており、これらの点から、国内金融調節、金準備保有の増大、ドル防衛に沿った多角的な国際協力操作という意味合いをもつものといえる。

もともと、スイス国民銀行は、国内金融調節手段として、FRB、B I Sおよびスイス市中銀行を相手にきわめて多角的なスワップ操作を実施、国際協力の線に沿った対策を講じてきている(1月、2月号「要録」参照)。ただ、今回の措置は国民銀行、イタリア銀行、FRBの中央銀行3行が関係し、しかも欧州中央銀行中心の三角取引であり、この点FRBを中心とした放射線的相対スワップの取決めによるこれまでの国際金融協力を技術的に一歩進めたものとして注目される。

なお、今回の一連のスワップ操作の構成は次のとおり。

- (1) 国民銀行は431.6百万フランをイタリア銀行に売却、その代り金として625億リラを取得(スワップ期間は前記金額のうち4分の1相当については最長3か月、残り4分の3は最長1年)。
- (2) 次に、イタリア銀行は前記より取得した431.6百万フランを米国FRBにアウト・ライトで売却、100百万ドルを購入した後、そのドルに手持の50百万ドルを加えたものを本年3月のカルリ・オペレーションに伴う外国中央銀行からの借款の返済に充当した。
- (3) 一方、FRBはイタリア銀行から取得した431.6百万フランを、既存の対国民銀行スワップ引出額の返済にあてた。
- (4) さらに、国民銀行は今回の措置によりイタリア銀行から取得した625億リラにつき、外貨準備勘定に繰り入れず、①市中大銀行に対しフラン対価のスワップで売却(国内流動性の過剰化抑制)、②B I Sに対し金対価スワップを締結(国民銀行の金準備率維持)、③国外コルレス先のリラ運転資金増額(国内イタリア労働者の賃金送金

に伴うリラ需要増加に備える)、など三つの用途にあてた模様である。

スイス、金融機関の国際的業務提携進む

さる6月下旬スイスにおいて、下記3件の内外金融機関相互の資本提携が発表され、それぞれ関係当局の認可を得た。こうした一連の措置は、本年初来とくに欧州で活発化してきている金融機関の業務提携ないし共同出資による新銀行設立の動き(1月、2月、3月号「要録」参照)が一段と進展したことを示すものとして注目される。

(1) スウェーデン商業銀行のスイス商業銀行株式取得(2件)

イ、Svenska Handelsbanken(スウェーデン)は Verwaltungsbank Zurich(スイス)の株式の過半数を取得した。このため、後者は今後 Nordfinanz Bank Zurich と改称のうえ、資本金10万スイス・フランに増資される予定。なお新銀行株主には、上記 Svenska Handelsbanken のほか、フィンランド、デンマーク、ノルウェー各国の銀行が新たに参加、またこれまでのスイス株主も一部残ることとなっている。新銀行頭取には、現 Svenska Handelsbanken の外国部長 H. Stundström 氏が就任の予定。

ロ、Skandinaviska Bank(スウェーデン)は Société Financière Suisse et Scandinave(スイス)の全株式を取得、後者は Banque Scandinave en Suisse と改称のうえ、今後資本金を10万スイス・フランに増資の予定。ただし、将来北欧3か国の金融機関による株式取得を認める方針である。

上記イ、ロ、いずれの新銀行も、北欧3か国の対スイス輸出金融、北欧3か国企業の在スイス支店への融資などを主要業務目標として運営されるものとみられている。

(2) スイス、オランダ生命保険会社の業務および資本提携。

Schweizerischen Rückversicherungs-Gesellschaft(スイス)と Nationale-Nederlanden N.V(オランダ)は、主として第三国における生命保険業務に関する相互の業務提携を申し合せ、同時に前者は後者の資本(62百万ギルダー)のうち7百万ギルダーを取得した。なお、生保業務のほか、資金運用面でも両社は相互に協同し合う意向と伝えられている。

◇ベルギーの金融引締め措置

ベルギー国民銀行は7月初旬、下記一連の金融引締めの措置を発表した。

(1) 公定割引歩合の引上げ(7月3日から実施)

(手形の種類)	(旧利率) (新利率)
銀行を支払場所とする銀行引受手形	4.25% → 4.75%
国民銀行が認証した貿易手形(輸入)	4.25% → 4.75%
同上 (輸出)	3.75% → 4.25%
銀行を支払場所としない銀行引受手形	5.00% → 5.25%
銀行を支払場所とする約束手形	5.75% (据置き)
銀行を支払場所としない約束手形	6.25% (据置き)

(注) 貸付利率は本年2月に一律0.25%引き上げられている(2月号「要録」参照)。

(2) 支払準備制度(注)の発動(7月2日発表)

8月17日以降、金融機関に対し、ベルギー・フランで表示された期間2年以内の負債総額の1%相当額を支払準備として国民銀行に預入させる。

(注) 本制度は、1961年12月に制定されたいわゆる現金支払準備制度で、準備率は要求払預金および1か月以内の預金については20%、1か月以上2年以内の預金については7%を最高限度とし、ベルギー国民銀行の発議に基づき、銀行委員会がその時の金融政策上の必要に応じて決定することとなっている。

(3) 国民銀行における再割引条件の厳格化(7月7日から実施)

7月7日以降、国民銀行が再割引する手形を、1か月以内に満期の到来するもの(注)に限る(手形の種類を問わない)。ただし7月6日までに再割引された手形はこの限りではない。

(注) 国民銀行は法規上120日以内に満期の到来する手形を再割引できるが、通常再割引期間は90日を限度としていた。また貿易手形の場合は120日をこえるものについても再割引が行われていたが、今後はこれらについても一律1か月が限度とされる。

上記の一連の金融引締め措置は、このところ一段と騰勢を強めている国内の賃金・物価動向に対処したもので、とくに6月中消費者物価が著しい上昇を示した(前年同月比+4.9%)ことが直接の契機となった模様である。

ベルギー経済は、ここ数年来急速な高度成長政策が実施されてきたことが根因となり、またフランスやイタリアにおけるインフレの波及もあって、昨年中央賃金、物価の上昇が目立つようになった。一方金融面でも銀行貸出は顕著な増加(1963年中28.4%増、預金は14.7%増)を示し、市中金利も軒並み上昇傾向にある。このような経済の過熱化に対し、当局は昨年中すでに公定割引歩合の2度の引上げ(7月、10月に計0.75%引上げ)のほか、小麦など一部消費財価格凍結措置を実施、続いて本年2月には公定貸付利率の引上げ(TB担保貸付金利は130日以内満期到来分が4.75%、1年以内満期到来分が5.5%、その他の公債担保貸付金利は6.5%にいずれも0.25%引上げ)消費者信用規制の強化(頭金率の引上げ、期間の短縮)を実施した。今回の措置は引締めの方向に一步を進めたものであるが、同時に最近の市場金利の上昇傾向に

かんがみ、国民銀行の金利水準を市中の実勢に即して是正することをも意図したものとみられている。なお、支払準備制度は、1961年12月に制定されて以来3年半ぶりに初めて発動されたものであるが、準備率はわずか1% (約1,250百万フラン、マネーサプライ総量は1月末2,712億フラン)にすぎない点からみて、これにより直ちに市中流動性の実質的縮減効果を意図したというよりは、むしろ心理的効果を期待したものとみられ、一部にはEEC当局の共通インフレ対策に対するジェスチャーと見る向きもある。

◇南アフリカ準備銀行の公定歩合引上げ

南アフリカ準備銀行は、7月15日以降公定歩合を3.5%から4.0%に引き上げた。同行の公定歩合は62年11月に引き下げ(4.0%→3.5%)られて以降、現在まで据え置かれていたものである。

同国では、ここ数年来経済開発が活発化しており、とくに昨年中には公共、民間投資が著増(前年比それぞれ+17%、+12.5%)し、また政府支出(前年比+14%)、個人消費(前年比+11%)の増加も顕著となり、生産は製造工業、建築業を中心に急上昇(前年比+10%、62年中同+1%)を示していた。本年にはいってからも、このような傾向は持続し、とくに①昨年第4四半期から輸出の停滞を主因に悪化しはじめていた貿易収支は本年第1四半期には129百万ドルの大幅赤字(前年同期、赤字62百万ドル)を示していること、②金融面でも市中貸出が増加(本年2月末貸出残高は前年同月比+20.7%)し、市中銀行の流動比率は本年2月末には40.3%(前年末44.4%)と、61年7月以降の最低に落ち込んでいること、など経済全般に過熱化の傾向が漸次高まっているため、今回の公定歩合引上げに踏み切ったものである。なお、同国経済の支柱をなしている金生産は、最近、産金技術の向上により採算は好転(原鉱トン当り平均利潤は11.5ドル→12ドル)、63年中の生産量は27.4百万オンス、9.6億ドルと前年(25.4百万オンス、8.9億ドル)に比し7.5%の増加を示しているため、貿易収支の悪化による国際収支圧迫は、この面からやや緩和されている。

アジア諸国

◇インド工業開発銀行の設立

インドでは、工業金融の順便化をはかり、工業の育成、発展を促進するため、7月3日、準備銀行の出資により、金融機関の工業向け融資に対するファイナンスを主要業務とする「インド工業開発銀行(The Industrial Devel-

opment Bank of India)を新設した。同行の概要は次のとおり。

(1) 資本金

授権資本5億ルピー。当初払込み1億ルピー(インド準備銀行が全額出資)。

(2) 業務

イ、金融機関が工業に融資した中・長期設備資金(3～25年)ならびに輸出関係資金(6ヵ月～10年)に対するリファイナンス。

ロ、工業に対する直接貸付ならびに株式、社債の応募、引受け。

ハ、企業経営に対する助言、指導。

(3) 資金調達

払込資本金1億ルピー、政府借入金1億ルピー(無利息、15年据置き後15年均等年賦返済)で発足し、必要に応じて増資、準備銀行借入、金融債発行、外国借款の受入れなどにより所要資金を調達する予定。

(4) 役員

インド準備銀行中央理事会のメンバーが兼任。

◇パキスタンの1964/65年度予算案

パキスタン政府は、6月12日、1964/65年度予算案(1964年7月～65年6月)を議会に提出、同時に重点産業の負担軽減をねらいとする税制改正案を発表した。

同予算案によれば、経常、資本両勘定を合わせた総歳出規模は、経済開発費を中心に6,643百万ルピー(約14億ドル)と前年度修正予算(以下単に前年度予算という)に比べ13.7%の増加となっているが、その大部分を外国援助に期待している点に多くの問題が残されている。その概要は次のとおり。

(1) 経常勘定では、歳出は地方開発の推進に伴う州政府交付金、国債償還費の増加を主因に総額2,785百万ルピーと前年度予算を12.9%上回っている。これに対して歳入は、現行税制を前提に租税の自然増収を見込んで2,973百万ルピー(前年度予算比11.7%増)を予定、結局歳入超188百万ルピー(同8億ルピー減)を計上して、これを資本勘定へ繰り入れることとしている。

(2) 一方資本勘定では、歳出が経済開発費の増額から3,670百万ルピー(前年度予算比15.4%増)に上っており、これをまかなうため外国援助への期待額は2,744百万ルピー(約5.7億ドル、資本勘定歳入の75%)と前年度予算に比べ22.7%の大幅増加を見込んでいる。

なお、本予算案には下記税制改正に伴う減税の影響が織り込まれていないが、この点につき政府は「税率の引下げなどを行なっても、これにより経済活動が刺激され

る点を考慮すれば、税収は必ずしも減少するとは限らず、したがって本予算案を大きく修正する必要は生じない」と説明している。

本予算案と同時に提出された税制改正案は次のとおりで、重点産業の税負担を軽減することにより、輸出の増伸ならびに経済開発の促進をはかろうとする方針が看取される。

- (1) ジュート、綿花に対する輸出税を50%引き下げる。
- (2) Tax Holiday (1965年6月末までに設立された国内原料を使用する企業に対して最高8年間免税)の適用を受ける企業の設立期限を1970年6月30日まで延長するとともに、免税対象を輸出および農業開発に貢献する企業(国内原料使用を条件としない)などに拡大する。
- (3) 中小企業に対する法人税割戻し(5%)措置の適用対象を、年間所得50千ルピー以下の企業(従来は25千ルピー以下)に拡大する。

パキスタンの1964/65年度予算案

(単位・百万ルピー)

歳 入			歳 出		
	1963/64 年度 修正予算	1964/65 年度 予算		1963/64 年度 修正予算	1964/65 年度 予算
経常勘定			経常勘定		
関 税	747	819	一般行政費	496	479
消 費 税	601	684	国 防 費	1,228	1,296
所 得 税	297	332	国 債 費	318	414
販 売 税	273	294	州 政 府 交 付 金	402	544
その他共計	2,662	2,973	その他共計	2,466	2,785
			歳入超過額 (資本勘定繰入れ)	(196)	(188)
資本勘定			資本勘定		
経常勘定 余 剰	196	188	開 発 費	2,983	3,353
外 国 援 助	2,237	2,744	か ん が い	185	339
国 債	449	294	郵 便 ・ 電 信 公 社 等 へ の 貸 付	116	133
その他共計	3,179	3,670	州 政 府 へ の 貸 付 ・ 贈 与	214	277
			非 開 発 費	2,387	2,315
			臨 時 費	169	167
			計	27	150
				3,179	3,670
合 計	5,841	6,643	合 計	5,841	6,643

◇韓国、支払準備率引下げ

韓国銀行は、6月1日、商業銀行の要求払預金に対する支払準備率を従来の20%から12%に引き下げた(貯蓄性預金に対する支払準備率は10%に据置き)。

同国では、財政・金融面の引締め強化に伴い、このところ預金の減少が目立ち、このため商業銀行の中央銀行借入は大幅な増加を示している(中央銀行借入残高は昨年第4四半期の平均12億ウォンから本年第1四半期には31億ウォン台に増加)。今回の措置は、こうした情勢を背景に、商業銀行の経理面の負担を軽減するためとられたもので、金融緩和を意図するものではないと伝えられており、現に市中貸出限度についてはきびしい規制が続けられている。

◇韓国の公定歩合一部引下げ

韓国銀行は、6月8日、公定歩合のうち輸出手形に対する貸付金利を4.5%から3.5%に引き下げた。これは同国の外貨準備が依然低水準を続けており、また今後米国援助の減少も予想されるところから、一段と輸出の促進をはかるためとられたものである。

なお、その他の公定歩合(商業手形割引、一般手形貸付)は据え置かれた。

共 産 圏 諸 国

◇コメコン諸国の旅行者レートの切下げ

ブルガリアでは本年1月、旅行者レート(西方からの旅行者の手持外貨の交換にのみ適用)を1米ドルにつき従来の1.17レバから2.00レバへ切り下げたが、これに続いて6月にはルーマニアが1米ドルにつき従来の15レイから18レイに、さらに7月にはいり、チェコが1米ドルにつき従来の14.28クロナから28.57クロナに切り下げるなど、このところコメコン諸国の旅行者レートの切下げが目立っている。これと同時に、これら諸国はいずれも外国人旅行者の入国手続きを大幅に簡素化した。これらの措置は西方からの観光客の誘致促進による外貨の獲得をねらったもので、最近におけるルーマニアの米國との外交、通商関係の改善、またブルガリア、ルーマニア両国のガットへの加盟希望の表明など(チェコはすでにガット加盟国)これら諸国の対西方接近の動きと関連して注目される。